

株 主 各 位

(証券コード 2901)

2024年6月11日

(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

石垣食品株式会社

代表取締役社長 小 西 一 幸

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第67期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ishigakifoods.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所 <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧下さい。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月26日（水曜日）午後5時までには到着するようご返送下さいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2024年6月27日（木曜日）午前10時
(受付開始は午前9時30分を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
バルサル九段（住友不動産九段ビル）4階 R o o m 4

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件 |
| 第3号議案 | 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）2名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また議事資料として、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
 - ◎ 感染症の対応のため株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、直ちに当社ホームページ（<https://www.ishigakifoods.co.jp>）に内容を開示いたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、ご了承下さい。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業体制の大幅な刷新を行うことを目的として現行定款第1条に定める商号を変更し、また、本社事務所を移転することから第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更し、加えて、その他事業として行う福祉用具販売のサービス拡充のため、その貸与や、特定福祉用具販売を行う申請に必要な事項を定款に定めることを目的として第2条に定める目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線は変更箇所を示します。）。

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は石垣食品株式会社と称し、 英文では <u>ISHIGAKI FOOD</u> <u>S CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営む会社及び これに相当する事業を営む外国会社の 株式を所有することにより、当該会社 の事業活動を支配・管理することを目 的とする。</p> <p>(1)～(24) (現行どおり)</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><u>(25) 前各号に関する一切の商品の輸出入業 務</u></p> <p><u>(26) 前各号に附帯する事業</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都千代田区に置 く。</p> <p>第4条～第41条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は株式会社ウエルディッシュ と称し、英文では <u>Wel - Dish.</u> <u>Incorporated</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営む会社及び これに相当する事業を営む外国会社の 株式を所有することにより、当該会社 の事業活動を支配・管理することを目 的とする。</p> <p>(1)～(24) (現行どおり)</p> <p><u>(25) 介護保険法に基づく居宅サービス事業</u></p> <p><u>(26) 介護保険法に基づく介護予防サービス 事業</u></p> <p><u>(27) 前各号に関する一切の商品の輸出入業 務</u></p> <p><u>(28) 前各号に附帯する事業</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第41条 (条文省略)</p> |

第2号議案 株主以外の第三者に特に有利な払込金額で募集株式を発行する件

会社法第199条に基づき、下記に記載の要領にて、アクティブマーケット1号投資事業有限責任組合に対して特に有利な払い込み金額をもって募集株式を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

1. 募集事項

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 2,000,000株
- (2) 払込金額 1株につき100円
- (3) 払込期日 2024年6月28日
- (4) 増加する資本金 100,000,000円
- (5) 増加する資本準備金 100,000,000円
- (6) 募集の方法 第三者割当の方法による。
- (7) 割当予定先 アクティブマーケット1号投資事業有限責任組合

2. 特に有利な金額で募集株式を発行する理由

(1) 本第三者割当の目的

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は2024年3月末現在、食品事業、インターネット通信販売事業、化粧品事業、雑貨事業及びその他の事業を行っております。食品事業は当社の祖業であり、主力の既存事業として、飲料及び珍味を取扱っております。

飲料は、日本初の水出しパック麦茶「フジミネラル麦茶」を中心に、ウーロン茶、杜仲茶、消費者の健康志向に対応した「ごぼう茶」等の健康茶製品を取り扱っております。麦茶、ごぼう茶とも市場先行型の商品で販売力を維持してきたものの、市場環境の悪化により採算の悪い状況が続いておりました。2023年3月期に自社工場製造を終了し、ファブレス化により固定費用の削減等を行って事業採算の改善を図ったことや値上げの定着により2024年3月期第2四半期連結会計期間以降は黒字を計上することができるまでに至ったものの、予断を許さない状況が続いております。

珍味は、中国に所在する100%子会社（ウェイハン石垣食品有限公司。所在地：中国山東省青州市、代表者：石垣裕義）にて生産するビーフジャーキーを取り扱っております。ビーフジャーキーは、日本人好みの商品を中国子会社の工場での低コスト生産により価格競争力もある商品で一定の市場を確保して参りました。しかしこちらも市場競争の激化や、中国の製造コスト上昇等により、業績の悪い状況が続きました。2022年3月期から開始した中国国内店舗向けの販売が好調で、特に中国がゼロコロナ政策を終えたことから工場稼働率が向上、採算が大幅に改善し、2024年3月期においては、黒字を計上しましたが、飲料同様に予断を許さない状況が続いております。

食品事業で赤字を計上する状態が続き、2024年3月期においては事業としては黒

字を計上することができる状態には至ったものの、管理部門の費用を上回る利益が計上できないことから、当社単独では赤字が続いております。

当社グループは、グループ損益を改善して、長期安定的に事業を継続できるようになることを目的として、第三者割当増資による資金調達や、その資金を活用したM&Aや新規事業への参入を行ってまいりました。その目的に合致するものとして、M&Aによりインターネット通信販売事業及び外食店舗事業へ参入いたしました。

インターネット通信販売事業は、2018年3月期に株式会社新日本機能食品を子会社化することで参入いたしました。しかしこちらも競争環境の激化や販売促進費・配送料等の高騰により当初想定した利益を計上することができず、2019年3月期には赤字に転落したことから2020年3月期には減損損失282百万円を計上するに至りました。2021年3月期には黒字に戻すことができ、その後も黒字が続いておりますが、やはり当初想定した利益には届かない状況が続いていることに加え、2024年3月期には利益の減少傾向が生じたため、厳しい状況が続いております。

2018年12月に外食店舗事業を行う会社を子会社化し、当社自身も外食店舗の運営にも参入したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、2020年7月に外食店舗事業からは撤退するに至りました。

2022年5月には、当社自身が化粧品事業及びその他事業に含まれるサプリメント事業に参入いたしました。しかし、いずれの事業も、当社の食品事業とのシナジーを発揮することはできず、ブランド力、ノウハウを活かすことはできなかったため営業活動が苦戦したことに加え、事業規模に対して過剰な在庫を抱えることとなったことから2024年3月期には事業採算の改善は困難であるとの判断から棚卸資産評価損158百万円を計上するに至りました。

2024年3月には、株式会社メディアート（以下「メディアート」といいます。）を完全子会社化いたしました。同社は化粧品やその付随事業として健康食品の販売を主力に継続して利益を計上しており、更に売上及び利益が拡大する計画を有しております。

メディアートは当社のグループ損益を改善させる力強い子会社と考えておりますが、当社グループは前述の減損損失の計上等を理由として連結財務諸表が債務超過に転落するなどなお厳しい環境にあり、さらなる新規事業の展開やM&Aの実施、営業資金の確保を避けることができません。当社としては、これらの状況を確実に脱するためには、根本的な企業風土や企業体質等の刷新は避けられないものと考えました。

これまで実施してきたM&Aや新規事業への参入は、当社がその時点で有する管理能力やノウハウ、シナジー等の活用に基づかず、単純に黒字の会社を買収すればグループ採算を改善できるという判断や、表層的な一般論や論拠に基づいて行ってきたために、当社及び当社経営陣が持つ知見や経験に基づいておらず、また買収及び参入後の外部支援等を受けることも行わなかったために、当社やM&A先の能力を活か

し、また当社及びM&A先の能力を伸ばすことができるものではなかったことで、業績やシナジーに対して果実を得ることができませんでした。

本第三者割当の実施と合わせて、創業以来初めて創業家が代表権を持たない代表取締役体制への移行、代表以外の取締役メンバーの大幅刷新、社名の変更、創業地である東京都千代田区と決別する本社事務所の移転等を本年6月27日に行う定時株主総会で付議することを決議しております。これにより当社は新しい代表取締役以下、新たな経営体制に入り、これまでとは異なる経営陣、判断基準で事業経営や今後のM&Aを行うこととなります。11期連続して赤字を計上する様な体制から当社が脱却するためには、大幅な経営体制の刷新を欠かすことはできないと考えます。新たな経営体制となり次第、これまでとは異なる判断基準に従った経営を行うこととなりますが、新経営陣もメディアートの完全子会社化について理解をするなど、現状の事業経営体制を引き継ぐことから始まりはします。しかしながら新体制になり次第、時間を置かずM&Aを行うこと、及び営業を継続するための資金が必要であることに変わりはありません。現経営陣は新経営陣として就任予定の関係者とも協議の上、本第三者割当により調達する資金は、適切な規模のM&A資金及び営業資金として適切な額であると考えており、そのことは新経営陣にも理解いただいております。新体制開始直後に本第三者割当を行うことで、新規のM&A及び営業資金の確保を行うことは、新経営体制が十分な資金を保有したうえで迅速な経営に当たっていくために不可欠であるものと考えます。上述のとおり、旧経営陣が行ってきたM&Aにおいては、結果としてシナジーによる事業成長をもたらすことができなかつた反省を踏まえ、新経営陣が適宜十分な検討を行った上で進めてまいります。すなわち、代表取締役をはじめとして新たに加わる予定である経営陣の知見やコネクションを十分に活用し、当社と買収先が今後どのような協業、共助を行い、どのように発展・成長をするのか、どの様な事業であれば相互発展を遂げることができるのか、という観点から具体的な状況に即した定量的な分析を踏まえたシナジー等を検討し、最終的には当社の黒字化を目指す所存です。当社取締役会は以上を踏まえて十分に討議、検討を行い、当社取締役全員の賛成により本第三者割当の実施を決定いたしました。もしも新たな経営陣が、本第三者割当により調達する資金の使途を見直すようなこととなった場合には、適時適切にお知らせしてまいります。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式の発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えております。また、公募

増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、実施できるか否かもその時点で株価や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達機動性という観点からみても本第三者割当によるメリットの方が大きいと考えております。また、業績悪化により当社株価及び出来高が低迷していることから、公募増資の引受先を見つけるのは困難であり、仮に引受先を見つけることができたとしても当社及び当社株主にとって不利な条件での発行となる可能性が高いと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としても調達資金の額を推測することが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り自己資本比率の向上に貢献しないことや、現時点において転換社債型新株予約権付社債を引き受けて頂ける投資家が見つかっていないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や、時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先となる既存株主の参加が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 第三者割当による新株予約権の発行による資金調達

一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むというメリットがありますが、新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると、実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。また、株価の動向や新株予約権者の判断等により権利行使が行われぬ可能性があり、その場合、資金調達が困難となり、実際の調達金額が当初予定していた調達金額を下回る可能性があることから、今

回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

⑤ 借入れ・社債による資金調達

金融機関からの借入れ又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、自己資本比率の向上及び財務基盤の強化を目的とする当社の考えと乖離しております。また、当社は2014年3月期以降11期連続で、親会社株主に帰属する当期純損益につき損失を計上しているため、金融機関からの借入れを当社にとって望ましい条件で行うことは困難な状況となっていることから、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。

(3) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当により発行する本新株式の発行価額につきましては、割当予定先との協議を重ねた結果、100円といたしました。これは発行決議日の直前取引日の終値に対し37.89%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、発行決議日の直前取引日までの6ヶ月間（2023年11月29日から2024年5月29日）の終値の単純平均値152円（円未満切捨て）に対し34.21%のディスカウントとなっております。

当社は割当予定先より、発行価額については、①当社が2014年3月期以降11期連続で、親会社株主に帰属する当期純損益につき損失を計上していること、②当社株式は、2024年3月末時点で流動株式が37.0%と低い値であり、当社の実態が株価に反映されていないおそれがあること、③当社株式について、各種の指標から当社株式が割高であると判断されること、例えば株価が会社純資産に比して割高か割安かを示す指標である株価純資産倍率（PBR）が2024年1月4日（終値150円、1株当たり純資産1.51円（小数点以下第3位を四捨五入））において99.58倍であるなど100倍に近く、現在の株価が非常に割高であることなどから、割当予定先のリスク判断として、現在の株価水準では厳しいという意向を受けました。そこで、ディスカウント率10%以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしている有利発行に該当しない水準）での株式引受は困難であり、発行決議日前取引日の当社普通株式の終値の約70%に相当する発行価額又は100円のいずれか低い価額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けました。また、事業の成長を見届けるために1年間のロックアップ条項を付与することについても同意いただいております。

そこで、当社内において割当予定先が提示する引受条件について検討を行ったところ、当社株式の株価の推移及び市場全体の環境の不透明さ、上記「(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由」に記載したとおり、他の資金調達が適当でないこと、財務に基づいた各種指標の中でも特に純資産倍率（PBR）を鑑み、食品業界の連結PBR平均は直近5年間（日本取引所公表値を利用して当社において2018年から2022年について算出）で1.26倍であるのに対し、当社連結のPBRは上述の通り、

100倍に近い水準となっております。また、2021年3月期から2023年(12月末)までにおける1株あたりの損益合計は△36円(決算発表後更新)となっております。また、2024年3月期の1株あたりの損益合計は△24.58円であることから、これらの状況を踏まえると現在の株価水準では資金調達の高難易度が高く、ディスカウントを行った上で、本新株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。加えて、割当予定先からは、当社の経営方針に賛同いただき、当社の中長期的な成長を応援していただけることから、現時点において本第三者割当が当社グループにとって最も適切であると判断いたしました。また、当社は、本第三者割当を検討するにあたり、本新株式の引受けについて複数の候補先に対し、当社により有利又は同一、類似の条件にて本新株式を引き受ける意向があるか否かにつき確認いたしました。当社の中期事業計画が未発表であること、当社が提示した期間内では投資検討の期間が短いことを主な理由として、本第三者割当と同等の規模・金額を戦略的投資として引き受ける旨の提案は本第三者割当以外にはありませんでした。当社の財務状況や、現時点において割当予定先による引受条件と同等又はそれ以上に有利な条件にて本新株式を引き受ける候補先は見つかる可能性が低いことが考えられました。

かかる本新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本新株式の発行の条件としております。

なお、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株式の発行条件は、有利発行に該当する可能性が高いと考えられることから本株主総会の特別決議による承認を本新株式の発行の条件とする旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

(4) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される本新株式の発行数は2,000,000株であり、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数15,295,700株(議決権総数152,924個)を分母とする希薄化率は13.08%(小数点以下第3位を四捨五入)(議決権ベースでの希薄化率は13.08%(小数点以下第3位を四捨五入))に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、当社グループが2024年3月末日に陥った連結財務状況における債務超過を解消していく必要があること、本第三者割当により調達した資金を活用して将来の当社の企業価値及び株主価値の向上が期待されること、及び、当社グループの企業価値の向上に寄与することを企図して行われるものであり、既存株主に皆様の利益向上に資すると考えられることから、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。

(5) 割当予定先を選定した理由

本新株式の割当予定先として、アクティブマーケット1号投資事業有限責任組合を選定した理由は、以下のとおりです。当社は、上記「(1) 本第三者割当の目的」に記載したとおり、債務超過を解消すること、新たな収益基盤を確立するための更なる新規事業展開、M&A又は資本・業務提携についても検討が必要であると考えたこと、その手法としてそれらに向けた資金を確保しておくこと及び喫緊の営業資金の手当をすることを目的に資金調達を検討してまいりました。そのような状況の中、当社の事業状況及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家を模索し、候補先と接触を重ねてまいりました。その協議の中で、当社の経営方針をご理解いただき、当社の新規事業及び既存事業への協力関係の模索ができる相手であること及び当社の資金調達が確実に実施できる資金力があることを重視して、割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、国内で事業を行ういわゆる投資ファンドです。今般、当社が割当予定先を探す中で、2024年6月27日開催の当社定時株主総会で取締役を選任後、代表取締役就任する予定である小松周平氏に辛取締役が相談したところ、メディアート買収におけるFAであった株式会社ディーシー・クリエイトと相談するようアドバイスいただきました。そこで、株式会社ディーシー・クリエイトに今回の第三者割当増資について相談したところ、上場会社へのファンドでの支援事業の取り組み実績のあるトラストアップ株式会社をご紹介いただきました。

トラストアップ株式会社に今回の第三者割当増資の必要性や当社の今後の成長戦略をお話ししましたところ、当社の将来性にご理解が得られたため具体的な引き受けに向けた協議を進めてまいりました。

なお、トラストアップ株式会社が設立されるファンドの投資戦略は、将来性の見込みのある上場会社を対象に、成長戦略支援策として中長期での株式保有であるとお聞きしており、今回の引受先として信頼性の高い投資ファンドであると考えております。

第3号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の理由

当社は、現在生じております欠損を填補し、早期に財務体質の強化を図るとともに、今後事業損益が改善した際に資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、また株主への配当のため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金及び利益準備金の全額の減少を、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をそれぞれ行いたいと存じます。

なお、資本金の額の減少によって、発行済み株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額989,102,323円のうち889,102,323円を減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行なわず、資本金の額のみを減少し、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。その他手続上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月1日

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額839,102,262円を全額減少し、減少後の資本準備金の額を0円と致します。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月1日

4. 利益準備金の額の減少の内容

(1) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額440,469円を全額減少し、減少後の利益準備金の額を0円と致します。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の全額をその他利益剰余金に振り替えるものであります。

(3) 利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月1日

5. 処分する剰余金の項目、金額及び効力発生日

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 1,775,281,089円

その他利益剰余金 440,469円

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 1,775,721,558円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2024年8月1日

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は任期満了となりますので、事業体制の大幅な刷新を行うことを目的として、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|--|-------------|
| 1 | 小松周平 (1982年10月6日生) | 2007年7月 Merrill Lynch Co.,Ltd 入社 2008年7月 メリルリンチ日本証券株式会社 リクイディティトレーダー 2009年3月 Round Rock Capital Partners ポートフォリオマネージャー 2014年3月 MG Capital Management ポートフォリオマネージャー 2015年10月 株式会社チャットドクター 共同創業 2022年6月 AERWINS Technologies Inc 創業 2023年4月 ONODERA GROUP Inc アドバイザー 2023年5月 SBCメディカルグループホールディングス 株式会社 アドバイザー（現任） 2024年4月 当社入社 | — |
| 2 | 小西一幸 (1975年2月7日生) | 1997年4月 当社入社 2017年9月 ブックオフコーポレーション株式会社入社 2018年10月 当社経理総務部長就任 2019年6月 当社取締役就任 2020年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2020年6月 株式会社新日本機能食品 代表取締役副社長就任（現任） | 1,000株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役大倉宏治氏が任期満了となること及び穴井克宜氏が辞任により退任することに加え、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの更なる強化を図ることを目的に、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-----------------------|---|-------------|
| 1 | 伊藤正喜 (1978年11月4日生) | 2009年12月 司法修習終了 弁護士登録 2012年1月 松嶋総合法律事務所 入所 2016年3月 正喜総合法律事務所事務所 (現伊藤小池法律事務所) 設立 代表弁護士(現任) | — |
| 2 | 古島守 (1970年2月16日生) | 1993年10月 PwC Japan有限責任監査法人 入所 1997年4月 公認会計士登録 2008年12月 司法修習終了 弁護士登録 2009年1月 奥野総合法律事務所 入所 2015年4月 古島法律会計事務所(現 弁護士法人 トライデント) 代表(現任) 2015年12月 株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外監査役(現任) 2020年3月 株式会社ビーロット 社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社セキュア 社外監査役(現任) | — |
| 3 | 安井浩倫 (1984年8月11日生) | 2008年12月 山田ビジネスコンサルティング株式会社 2012年2月 医療法人弘清会 顧問 2012年2月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2013年4月 公認会計士終了審査合格 2020年3月 株式会社Medical Management Consulting 創業 代表取締役(現任) 2021年10月 株式会社アンビジャス 代表取締役(現任) | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は伊藤正喜氏、古島守氏及び安井浩倫氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 候補者伊藤正喜氏、候補者古島守氏及び候補者安井浩倫氏は、社外取締役候補者であります。

なお当社は、候補者古島守氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

5. 候補者伊藤正喜氏は、法務に関する知見と経験を期待して、会社から独立した立場からご意見を頂きたいため、監査等委員である社外取締役候補者としております。
6. 候補者古島守氏は、法務及び会計に関する知見と経験を期待して、会社から独立した立場からご意見を頂きたいため、監査等委員である社外取締役候補者としております。
7. 候補者安井浩倫氏は、経営に関する知見と経験を期待して、会社から独立した立場からご意見を頂きたいため、監査等委員である社外取締役候補者としております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任等を考慮して、年額12,000千円への改定をお願いするものであります。なお2024年度につきましては、この支給限度額を本年4月に遡って適用したく存じます。

現在の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役の員数は2名）で、第5号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は改めて4名（うち社外取締役の員数は4名）となります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額3,600千円とご決議いただき今日に至っておりますが、この度、当該金銭報酬額とは別枠として、企業価値の増大への貢献意識をこれまで以上に高めること、株主の皆様との利益意識の共有を図ること、及びキャッシュ・アウトを抑えた報酬の制度を整えること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、1事業年度あたり83,000千円を上限として、在籍の継続を条件とした事後交付による株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット。以下、「RSU」といいます。）から構成される株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の決議によって決定することといたします。

本制度の導入は、前述のとおり、企業価値の増大への貢献意識をこれまで以上に高めること、株主の皆様との利益意識の共有を図ること、及びキャッシュ・アウトを抑えた報酬の制度を整えること等を目的としており、導入は相当であるものと考えております。

現在の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役の員数は2名）で、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は改めて2名（うち社外取締

役の員数は0名)となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の1事業年度又は連続する複数事業年度であって、当社が対象取締役毎に定める期間を評価対象期間(以下、「評価対象期間」といいます。)とします。本制度は、評価対象期間における在籍を条件として、評価対象期間終了後に、又は評価対象期間中事業年度毎に分割して一定割合ずつ支給ユニット数を確定させ、当該ユニット数に応じた数の当社普通株式交付のための金銭報酬債権を、各対象取締役に対し、評価対象期間終了時又は当社が定める時期に支給するものです。各対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資の方法で給付することにより当社普通株式の交付を受けるものとし、この場合の払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)(以下、「交付時株価」といいます。ただし、対象取締役が評価対象期間中に当社の対象取締役の地位を喪失した場合の交付時株価については、原則として下記(3)に記載のとおりとします。)を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定した額とします。

(2) 対象取締役に交付等がなされる当社株式の数の算定方法及び上限

本制度に基づく報酬等として対象取締役に支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権の1事業年度あたりの総額については、当社普通株式540,000株に交付時株価を乗じた額を上限とし(各評価対象期間に係る報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額の上限を、以下、「支給上限額」といいます。)、本制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の1事業年度あたりの総数について540,000株を上限とします(各評価対象期間に係る報酬等として本制度に基づき対象取締役に交付する当社普通株式の総数の上限を、以下、「交付上限株式数」といいます。)

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式(金銭給付対象となる株式を含みます。)の数は、確定した支給ユニット数により決定します。1ユニットにつき当社株式1株を交付するものとし、1ユニット未満の端数は切り捨てます。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式について株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する行為等が行われた場合、当社は、当該分割又は併合等の割合に応じて、1ユニット当たりの交付等が行われる当社株式の数及び上記の交付上限株式数を調整します。

評価対象期間について対象取締役に付与されるユニット数については、対象期間中の各事業年度の役位等に基づき、当社が定めるものとし、付与されるユニット数が、評価対象期間中の在籍を条件として、評価対象期間終了後に、又は評価

対象期間中事業年度毎に分割して一定割合ずつ、支給ユニット数として確定します。なお、対象期間中に取締役等への就任、役位の変動があった場合に付与されるユニット数は、在任期間等に基づき調整を行います。

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

当社は、評価対象期間が終了した時点で以下の要件を満たす対象取締役に対して、評価対象期間終了時又は当社が定める時期に、本制度に基づく報酬等を支給します。

※支給要件

①評価対象期間中に取締役等であること（対象期間中、新たに取締役等になった者を含む。）（※）

②在任中に一定の非違行為等があった者でないこと

③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※）対象取締役が評価対象期間中に当社の取締役等の地位を喪失した場合であっても、当社取締役会で予め定める事由による地位喪失であって、当該地位喪失事由ごとに当社取締役会で定める在任期間要件を満たす場合、当該地位喪失事由の性質に応じ、支給上限額及び交付上限株式数の範囲内で当社取締役会において定める合理的な方法に基づき算定した数の当社普通株式もしくは金銭又はその双方を、当社取締役会が定める時期に交付又は支給します。なお、対象取締役の退任に伴い評価対象期間の終了前に本制度に基づく報酬等を支給する場合は、当該対象取締役に交付する株式の数又は支給する金銭の額の算定には、当該支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を用います。

(4) その他の本制度の内容

対象取締役が一定の非違行為等を行った場合は、当該対象取締役が本制度に基づく報酬等を受けることはできません。

本制度に関するその他の内容については、当社取締役会において定めるものといたします。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、この度、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額12,000千円へ改定するとともに（第6号議案をご参照ください。）、当該金銭報酬額とは別枠として、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与すること等を目的として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含みます。以下、「対象監査等委員」といいます。）に対して1事業年度で20,000千円を上限として在籍の継続を条件としたRSUを内容とする株式報酬制度（以下、「本制度（監査等委員）」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。なお、具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

本制度の導入は、前述のとおり株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与すること等を目的として対象監査等委員に対して譲渡制限付株式を付与するものであることから、本議案は、対象監査等委員の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。

現在の対象監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役の員数は2名）で、第5号議案が原案どおり承認可決された場合、対象監査等委員の員数は4名（うち社外取締役の員数は4名）となります。

2. 本制度（監査等委員）における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度（監査等委員）の概要

本制度（監査等委員）は、当社の2事業年度を評価対象期間（以下、「評価対象期間（監査等委員）」といいます。）とします。本制度（監査等委員）は、1事業年度を支給対象年度として年度ごとに各対象監査等委員に基準となる株式ユニットを付与し、評価対象期間（監査等委員）における在籍を条件として、それぞれ評価対象期間（監査等委員）終了後に支給ユニット数を確定させ、当該ユニット数に応じた数の当社普通株式交付のための金銭報酬債権を、各対象監査等委員に対し、原則としてその退任時に支給するものです。各対象監査等委員は当該金銭報酬債権を現物出資の方法で給付することにより当社普通株式の交付を受けるものとし、この場合の払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）（以下、「交付時株価（監査等委員）」といいます。ただし、対象監査等委員が評価対象期間（監査等委員）中に当社の対象監査等委員の地位を喪失した場合の交付時株価（監査

等委員)については、原則として下記(3)に記載のとおりとします。)を基礎として、当社普通株式を引き受ける各対象監査等委員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定した額とします。

(2) 対象監査等委員に交付等がなされる当社株式の数の算定方法及び上限

本制度(監査等委員)に基づく報酬等として対象監査等委員に支給する当社普通株式交付のための金銭報酬債権の1事業年度あたりの総額については、当社普通株式130,000株に交付時株価(監査等委員)を乗じた額を上限とし(各評価対象期間(監査等委員)に係る報酬等として対象監査等委員に支給する金銭報酬債権の総額の上限を、以下、「支給上限額(監査等委員)」といいます。)、本制度(監査等委員)に基づき対象監査等委員に交付する当社普通株式の1事業年度あたりの総数について130,000株を上限とします(各評価対象期間(監査等委員)に係る報酬等として本制度(監査等委員)に基づき対象監査等委員に交付する当社普通株式の総数の上限を、以下、「交付上限株式数(監査等委員)」といいます。))。

対象監査等委員に対して交付等が行われる当社株式(金銭給付対象となる株式を含みます。)の数は、確定した支給ユニット数により決定します。1ユニットにつき当社株式1株を交付するものとし、1ユニット未満の端数は切り捨てます。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式について株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する行為等が行われた場合、当社は、当該分割又は併合等の割合に応じて、1ユニット当たりの交付等が行われる当社株式の数及び上記の交付上限株式数(監査等委員)を調整します。

評価対象期間(監査等委員)について対象監査等委員へ付与されるユニット数については、対象期間中の各事業年度の役員等に基づき、当社が定めるものとし、付与されるユニット数が、評価対象期間(監査等委員)中の在籍を条件として、評価対象期間(監査等委員)終了後に、支給ユニット数として確定します。なお、対象期間中に取締役等への就任、役位の変動があった場合に付与されるユニット数は、在任期間等に基づき調整を行います。

(3) 対象監査等委員に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

当社は、評価対象期間(監査等委員)が終了した時点で以下の要件を満たす対象監査等委員に対して、原則としてその退任時に、本制度(監査等委員)に基づく報酬等を支給します。

※支給要件

- ①評価対象期間(監査等委員)中に取締役等であること(対象期間中、新たに取締役等になった者を含みます。)
- ②取締役等を退任していること(※)
- ③在任中に一定の非違行為等があった者でないこと
- ④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※) 対象監査等委員が評価対象期間（監査等委員）中に当社の取締役等の地位を喪失した場合であっても、当社取締役会で予め定める事由による地位喪失であって、当該地位喪失事由ごとに当社取締役会で定める在任期間要件を満たす場合、当該地位喪失事由の性質に応じ、支給上限額（監査等委員）及び交付上限株式数（監査等委員）の範囲内で当社取締役会において定める合理的な方法に基づき算定した数の当社普通株式もしくは金銭又はその双方を、当社取締役会が定める時期に交付又は支給します。なお、対象監査等委員の退任に伴い評価対象期間（監査等委員）の終了前に本制度（監査等委員）に基づく報酬等を支給する場合は、当該対象監査等委員に交付する株式の数又は支給する金銭の額の算定には、当該支給に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を用います。

(4) その他の本制度（監査等委員）の内容

対象監査等委員が一定の非違行為等を行った場合は、当該対象監査等委員が本制度（監査等委員）に基づく報酬等を受けることはできません。

本制度（監査等委員）に関するその他の内容については、当社取締役会において定めるものといたします。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの分類が5類感染症へ移行し、人流やインバウンドが回復して経済活動が活性化しました。一方で、引き続きウクライナ情勢、円安傾向や人手不足といったマイナス要因が残り、資源や食品などあらゆる商品の価格や、人件費の高騰を長期的に引き起こしており、政府主導の賃金上昇を上回る物価高が消費マインド低下を誘発する懸念も続く、不透明で厳しい状況が続いております。

食品業界においても、短期間に値上げが繰り返される状況が続いており、あらゆるコストの上昇は、すべての事業において、予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中で当社グループは、前連結会計年度から引き続き、茶製品のファブレス化を筆頭とする事業の効率化、ビーフジャーキーの中国国内販売の強化、化粧品・雑貨・給食といった新規事業の効率的な販売強化、化粧品販売会社の買収など事業体制の再構築を行いました。

その結果、売上高2,015,462千円（前連結会計年度比32.3%減）、営業損失121,569千円（前連結会計年度は営業損失133,469千円）となりました。経常損益は、主に資金調達やM&Aの検討や実行に関する費用の負担が重く、経常損失169,622千円（前連結会計年度は経常損失145,070千円）となりました。最終損益は、化粧品事業等の採算が取れない状態が続いたため特別損失として棚卸資産評価損158,208千円及び減損損失24,716千円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失351,614千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失115,248千円）となりました。

また、単独の業績につきましては、主に化粧品のOEM販売から撤退したことで大幅な減収となり売上高218,509千円（前期比74.4%減）、営業損失147,410千円（前事業年度は営業損失140,106千円）、経常損失162,804千円（前事業年度は経常損失151,788千円）となりました。最終損益は棚卸資産評価損158,208千円及び減損損失21,035千円を計上したこと等により、当期純損失342,998千円（前事業年度は当期純損失121,464千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

・食品事業

食品事業においては、主にビーフジャーキーの中国向け販売が好調に推移

したことから、日本国内向けビーフジャーキーの減収及び飲料の微減を吸収して増収となりました。損益面においても、中国生産子会社の稼働率が高水準で推移したことから中国生産子会社が黒字化したことが大幅に寄与いたしました。これらの結果、売上高313,087千円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益17,200千円（前連結会計年度は営業損失18,984千円）と黒字となりました。

・インターネット通信販売事業

インターネット通信販売事業においては、出荷に関して外部委託業務の内製化を進めましたが、リソースが不足したことから減収となりました。また、衛生用品など前連結会計年度まで高い利益水準を持った商品の取扱いが続きなかったこと、運輸コストの上昇等により利益も縮小しました。

これらの結果、売上高1,661,404千円（前連結会計年度比19.6%減）、営業利益5,343千円（前連結会計年度比76.4%減）となりました。

・化粧品事業

化粧品事業においては、前連結会計年度に多額の売上高を計上したOEM販売が終了したことから大幅な減収となりました。損益面においては、事業参入に伴う先行費用は縮小したものの売上高を伸長させることができなかったことから、採算の悪い状況が続きました。

これらの結果、売上高11,578千円（前連結会計年度比97.8%減）、営業損失32,857千円（前連結会計年度は営業損失66,505千円）となりました。

・雑貨事業

当連結会計年度においては研究用新型コロナウイルス抗原検査キットの売上がなかったことから、売上高（前連結会計年度は売上高102,957千円）及び営業利益（前連結会計年度は営業利益11,754千円）の計上はありませんでした。

・その他

その他の事業においては、サプリメント商品の輸出売上に加え、青果、福祉用具といった新規事業の売上高が計上された一方で、ほとんどの事業で黒字を計上することができなかったことから、売上高29,392千円（前連結会計年度比913.1%増）、営業損失22,886千円（前連結会計年度は営業利益2,514千円）となりました。

事業別の売上状況

(単位 千円)

| 品 目 | 売 上 高 | 構 成 比 | 前 期 比 |
|------------------------------|-----------|-------|---------|
| 食 品 事 業 お茶・ビーフジャーキー | 313,087 | 15.5% | 109.4% |
| インターネット通信販売事業 インターネット通信販売 | 1,661,404 | 82.4 | 80.4 |
| 化 粧 品 事 業 化 粧 品 | 11,578 | 0.6 | 2.2 |
| 雑 貨 事 業 雑 貨 | — | — | — |
| そ の 他 給食・サプリメント等 | 29,392 | 1.5 | 1,013.1 |
| 合 計 | 2,015,462 | 100.0 | 67.7 |

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第64期 | 第65期 | 第66期 | 第67期 |
|----------------------|-----|-----------|--------------|-------------|------------------|
| | | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 2023年3月期 | (当期) 2024年3月期 |
| 売 上 高 (千円) | | 2,798,438 | 2,412,075 | 2,975,341 | 2,015,462 |
| 経 常 損 益 (千円) | | △138,396 | △118,830 | △145,070 | △169,622 |
| 親会社株主に帰属する当期純損益 (千円) | | △108,501 | △158,179 | △115,248 | △351,614 |
| 1株当たり当期純損益 | 円 銭 | △15.28 | △13.30 | △8.06 | 円 銭 △24.58 |
| 総 資 産 (千円) | | 1,082,693 | 1,012,897 | 890,777 | 880,473 |
| 純 資 産 (千円) | | 45,337 | 252,948 | 133,956 | △73,206 |
| 1株当たり純資産額 | 円 銭 | 3.96 | 円 銭 17.70 | 円 銭 9.14 | 円 銭 △5.01 |

- (注) 1. 第64期は、インターネット通信販売事業が増収、増益となったものの、外食店舗事業で大幅な損失を計上したことから、赤字となりました。
2. 第65期は、飲料事業、珍味事業とも減収で赤字が拡大したことに加え、特別損失の計上があったことから、赤字が続きました。
3. 第66期は、雑貨事業で利益を計上できたことに加え、固定資産売却却益が計上されたものの、化粧品事業の損失が大きく、赤字となりました。
4. 当期(第67期)の状況につきましては、前記「(1) 当連結会計年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | 第64期 | 第65期 | 第66期 | 第67期 |
|--------------|-----|----------|---------------|--------------|------------------|
| | | 2021年3月期 | 2022年3月期 | 2023年3月期 | (当期) 2024年3月期 |
| 売 上 高 (千円) | | 287,816 | 292,590 | 852,939 | 218,509 |
| 経 常 損 益 (千円) | | △135,567 | △124,195 | △151,788 | △162,804 |
| 当期純損益 (千円) | | △146,437 | △172,016 | △121,464 | △342,998 |
| 1株当たり当期純損益 | 円 銭 | △20.62 | 円 銭 △14.47 | 円 銭 △8.50 | 円 銭 △23.97 |
| 総 資 産 (千円) | | 590,206 | 752,326 | 639,076 | 629,887 |
| 純 資 産 (千円) | | 246,047 | 419,897 | 301,782 | 108,783 |
| 1株当たり純資産額 | 円 銭 | 21.52 | 円 銭 29.38 | 円 銭 20.88 | 円 銭 6.89 |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|----------|----------|---------------|
| ウェイハン石垣食品有限公司 | 847千米ドル | 100.0% | 食品製造業 |
| 株式会社新日本機能食品 | 50,000千円 | 51.0% | インターネット通信販売事業 |
| 株式会社メディアート | 10,000千円 | 100.0% | 化粧品及び健康食品の販売等 |

(注)当連結会計年度から株式会社メディアートを子会社化により連結の範囲に含めております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度まで11期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、ビーフジャーキーについて中国国内市場向けの販売が本格的に業績に寄与し中国生産子会社が黒字化し、値上げの浸透等により日本市場向け販売も採算が改善しており、加えて茶飲料についてもファブレス化と価格改定の効果が寄与して事業採算が改善したことから、当事業年度は黒字化を達成しており、引き続き利益の拡大を図ってまいります。

化粧品事業をはじめとする新規事業は、当事業年度において在庫等に対して棚卸資産評価損等を計上する結果となっており、あらためてその事業採算について検討を行い、黒字に向けた再構築を行うか、それが困難であると見込まれる場合には、撤退や縮小を図ることで、利益の確保を図ってまいります。

株主各位におかれましても、今後共一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社の事業は、主にその取り扱い製品・サービスから「食品事業」、「化粧品事業」、「雑貨事業」に分類しております。

「食品事業」は、麦茶・ごぼう茶等の茶飲料及びビーフジャーキーを販売しております。「化粧品事業」は、ハンドクリームやフェイスマスク等を販売しております。「雑貨事業」は、新型コロナウイルス抗原検査キットを販売しております。

(6) 主要な営業所（2024年3月31日現在）

本社 東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------|-----------|-------|--------|
| 6(1)名 | +2(-)名 | 45.1歳 | 7.7年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|----------------|----------|
| 株式会社セゾンファンデックス | 81,759千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 599 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,295,700株
- ③ 株主数 2,233名
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------|-------|
| 辛澤 | 4,369千株 | 28.6% |
| MSIP CLIENTS SECURITIES | 2,268 | 14.8 |
| 間野賢治 | 1,000 | 6.5 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 988 | 6.5 |
| MONEX BOOM SECURITIES (H. K.) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT | 762 | 5.0 |
| 石垣裕義 | 696 | 4.6 |
| リアルプラス有限公司 | 590 | 3.9 |
| 株式会社石垣共栄会 | 338 | 2.2 |
| 石垣靖子 | 209 | 1.4 |
| XU ZHENG | 101 | 0.7 |

(注) 1. 持株比率は自己株式(1,781株)を控除して計算しております。

2. MSIP CLIENTS SECURITIESの持株数2,268千株は、SINO PRIDE VENTURES LIMITEDが実質的に所有しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年3月31日現在)

2022年8月17日開催の取締役会決議による新株予約権

- (A) 新株予約権の払込金額 1個につき500円
- (B) 新株予約権の行使価額 1個につき13,600円
- (C) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。
- ② 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。
- ③ 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (D) 新株予約権の行使期間 2023年7月1日から2032年9月4日まで
- (E) 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------------|---------|---------------|------|
| 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く) | 4,310個 | 普通株式 431,000株 | 4名 |
| 社外取締役(監査等委員を除く) | 2,284個 | 普通株式 228,400株 | 2名 |
| 取締役(監査等委員) | — 個 | 普通株式 — 株 | — 名 |

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|------|------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 石垣裕義 | 株式会社新日本機能食品取締役 ウェイハン石垣食品有限公司董事長 |
| 代表取締役社長 | 小西一幸 | 株式会社新日本機能食品代表取締役副社長 |
| 取締役 | 辛澤 | 株式会社ランニング代表取締役 |
| 取締役 | 漆沢祐樹 | |
| 取締役 | 海野翼 | |
| 取締役(監査等委員) | 大倉宏治 | 株式会社新日本機能食品監査役 株式会社GLOCAL代表取締役 |
| 取締役(監査等委員) | 穴井克宜 | 株式会社トキハ理事 |
| 取締役(監査等委員) | 山田長正 | 山田総合法律事務所代表 |

- (注) 1. 取締役漆沢祐樹氏、海野翼氏、穴井克宜氏及び山田長正氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役穴井克宜氏及び山田長正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者として、大倉宏治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役張家濱氏は任期満了により、2023年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。
5. 取締役辛澤氏は、辞任により2024年5月30日をもって、退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限

度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者が負担することになり、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟などに係る法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害を填補するものであります。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は、填補されません。当該保険契約は、現職の取締役が再任された場合も引き続き被保険者に含まれることとし、新たに就任した取締役全員も被保険者として、2024年7月1日に契約の更新を予定しております。なお、当該保険の保険料は、取締役会の承認及び社外取締役全員の同意を踏まえ、会社が全額負担をしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬並びに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除きます）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております（ただし使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。また、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長である石垣裕義及び代表取締役社長である小西一幸が審議し、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額として

おります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員を除く）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の報酬等の総額等

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|------------------------------|-----------|------------------|
| 取締役（監査等委員を除きます） （うち社外取締役） | 6名 (3) | 20,044千円 (—) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 3 (2) | 3,600 (2,400) |
| 合 計 | 9 | 23,644 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）5名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2023年6月29日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）を含んでいるためであります。
3. 取締役の報酬は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬としております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

| | 取締役会 | | 監査等委員会 | |
|--------------------|------|-------|--------|--------|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取 締 役 漆 沢 祐 樹 | 17回 | 89.5% | — | — |
| 取 締 役 海 野 翼 | 18 | 94.7 | — | — |
| 取締役（監査等委員） 穴 井 克 宜 | 19 | 100.0 | 17回 | 100.0% |
| 取締役（監査等委員） 山 田 長 正 | 19 | 100.0 | 17 | 100.0 |

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
 - 取締役漆沢祐樹氏は、複数法人の代表を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かした発言・提言を行っております。特に経営や若年層向けのマーケティングに関して積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
 - 取締役海野翼氏は、ベンチャー企業の代表を務めるなど、豊富な経験

と幅広い知見を有しておられることを当社の経営に活かした発言・提言を行っております。特に経営や若年層向けのマーケティングに関して積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

- c. 取締役（監査等委員）穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令遵守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることを活かした発言・提言を行っております。特に企業統治が法令に遵守する形で行われることの検討等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。
- d. 取締役（監査等委員）山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を活かした発言・提言を行っております。特に法令に関する専門的見地や役職員の雇用問題、各種契約締結等に際しては積極的に意見を頂き、重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人まほろば

② 報酬等の額

| | |
|------------------------------------|----------|
| イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 15,000千円 |
| ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、当該報酬は相当、妥当であることを監査等委員会が確認できたことであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第37条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場

合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議の上職務を補助すべき取締役及び使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見を徴しこれを尊重するものとする。

ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員又は使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役及び監査等委員が取締役会においてその取り組みや運用状況について確認し、担当する役員及び使用人が外部講習会などで適宜修得した情報等も参考にしながら、活発な意見交換によって審議、監督、点検、見直し、検討等を継続的に行うことで、その適正性等を効果的に確保しております。

(6) 会社の支配に対する基本方針

当社は現在、特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっており、当期純利益の額に応じた一定水準の配当を行っていく方針でございます。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当事業年度の配当につきましては、当期純損失を計上していることから、無配とすることといたしました。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 600,283 | 流 動 負 債 | 535,352 |
| 現金 預 金 | 224,124 | 支払手形及び買掛金 | 140,578 |
| 受取手形及び売掛金 | 142,128 | 1年内返済予定の長期借入金 | 84,222 |
| 商品及び製品 | 171,906 | 短 期 借 入 金 | 169,100 |
| 原材料及び貯蔵品 | 25,186 | リ ー ス 債 務 | 2,872 |
| そ の 他 | 42,261 | 未 払 法 人 税 等 | 21,618 |
| 貸 倒 引 当 金 | △5,324 | 賞 与 引 当 金 | 99 |
| 固 定 資 産 | 280,189 | 未 払 金 | 32,172 |
| 有 形 固 定 資 産 | 45,417 | そ の 他 | 84,687 |
| 建物及び構築物 | 33,244 | 固 定 負 債 | 418,327 |
| 機械装置及び運搬具 | 4,248 | 長 期 借 入 金 | 411,099 |
| そ の 他 | 7,925 | リ ー ス 債 務 | 7,228 |
| 無 形 固 定 資 産 | 145,864 | 負 債 合 計 | 953,679 |
| の れ ん | 145,864 | 純 資 産 の 部 | |
| そ の 他 | 0 | 株 主 資 本 | △69,797 |
| 投資その他の資産 | 88,907 | 資 本 金 | 989,102 |
| 投資有価証券 | 7,192 | 資 本 剰 余 金 | 892,395 |
| そ の 他 | 81,715 | 利 益 剰 余 金 | △1,950,511 |
| | | 自 己 株 式 | △783 |
| | | その他の包括利益累計額 | △6,758 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △812 |
| | | 為替換算調整勘定 | △5,946 |
| | | 新 株 予 約 権 | 3,349 |
| 資 産 合 計 | 880,473 | 純 資 産 合 計 | △73,206 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 880,473 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,015,462 |
| 売 上 原 価 | | 1,371,504 |
| 売 上 総 利 益 | | 643,957 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 765,526 |
| 営 業 損 失 | | 121,569 |
| 営 業 外 収 益 | | 1,690 |
| 営 業 外 費 用 | | 49,743 |
| 経 常 損 失 | | 169,622 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 2,386 | 2,386 |
| 特 別 損 失 | | |
| 棚 卸 資 産 評 価 損 | 158,208 | |
| 減 損 損 失 | 24,716 | 182,925 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 | | 350,161 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 1,452 |
| 当 期 純 損 失 | | 351,614 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | | 351,614 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|------------|------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 989,102 | 742,395 | △1,598,897 | △782 | 131,817 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 株式交換による増加 | | 150,000 | | | 150,000 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | △351,614 | | △351,614 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 150,000 | △351,614 | △0 | △201,614 |
| 当 期 末 残 高 | 989,102 | 892,395 | △1,950,511 | △783 | △69,797 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------|---------------|-------|----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △696 | △514 | △1,210 | 3,349 | 133,956 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 株式交換による増加 | | | | | 150,000 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | | | △351,614 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | △116 | △5,432 | △5,548 | — | △5,548 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △116 | △5,432 | △5,548 | — | △207,162 |
| 当 期 末 残 高 | △812 | △5,946 | △6,758 | 3,349 | △73,206 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

連結注記表

(1) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、当連結会計年度まで11期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループとしては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、ピーフジャーキーについて中国国内市場向けの販売が本格的に業績に寄与し中国生産子会社が黒字化し、値上げの浸透等により日本市場向け販売も採算が改善しており、加えて茶飲料についてもファブレス化と価格改定の効果が寄与して事業採算が改善したことから、当連結会計年度は黒字化を達成しており、引き続き利益の拡大を図ってまいります。

化粧品事業をはじめとする新規事業は、当連結会計年度において在庫等に対して棚卸資産評価損等を計上する結果となっており、あらためてその事業採算について検討を行い、黒字に向けた再構築を行うか、それが困難であると見込まれる場合には、撤退や縮小を図ることで、利益の確保を図ってまいります。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

(2) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

株式会社新日本機能食品、ウェイハン石垣食品有限公司、株式会社メディアート、

株式会社L I V E O C O M M E R C E

連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社メディアートを連結の範囲に含めております。これは、株式会社メディアートの株式取得により、連結子会社に含めることとしたものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社新日本機能食品の決算日は7月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結会計年度末日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ウェイハン石垣食品有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同事業年度末日現在の計算書類を使用しており、連結会計年度末日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に係る事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（所有権移転ファイナンス・リース取引によるリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。給食事業に係る収益は、手数料収入を純額で計上しております。当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

(4) 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 145,350千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産 定期預金 10,000千円
 - (2) 担保に係る債務 長期借入金 31,000千円
3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 61,767千円

(5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 15,295,700株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 669,900株

(6) 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的かつ安全性の高い預金等に限定する方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。また、事業活動を行っていく上で必要な運転資金については銀行等からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金であり、支払金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

当社は、営業債権について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（市場価格の変動リスク）

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）
各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- d. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------|-----------------|---------|---------|
| 投資有価証券 その他有価証券 | 7,192 | 7,192 | — |
| 資産計 | 7,192 | 7,192 | — |
| 長期借入金 (※) | 495,322 | 453,939 | 41,382 |
| 負債計 | 495,322 | 453,939 | 41,382 |

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------------------------|---------|------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 株式 | 7,192 | — | — | 7,192 |
| 資産計 | 7,192 | — | — | 7,192 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 453,939 | — | 453,939 |
| 負債計 | — | 453,939 | — | 453,939 |

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7) 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △5円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 24円58銭 |

(8) 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

| | |
|---------------|-----------|
| 物品販売 | 2,003,477 |
| その他(注) | 11,985 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,015,462 |
| 外部顧客への売上高 | 2,015,462 |

(注) 顧客への財の提供における役割が代理人に該当する取引であり、当該対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び債務の残高等 (単位：千円)

| | |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 187,570 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 142,128 |
| 契約負債(期首残高) | 5,498 |
| 契約負債(期末残高) | 61,767 |

- (2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える取引はなく、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(9) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|----------------|----------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 287,396 | 流 動 負 債 | 265,604 |
| 現金預金 | 47,266 | 買掛金 | 25,446 |
| 受取手形 | 307 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,086 |
| 売掛金 | 30,794 | 役員短期借入金 | 169,100 |
| 商品及び製品 | 24,688 | 賞与引当金 | 99 |
| 原材料及び貯蔵品 | 18,487 | 未払金 | 32,172 |
| 前渡金 | 145,987 | 未払費用 | 1,355 |
| その他 | 19,864 | 前受金 | 24,254 |
| 固 定 資 産 | 342,490 | 未払法人税等 | 6,280 |
| 有 形 固 定 資 産 | 0 | 預り金 | 935 |
| 建物 | 0 | その他 | 2,872 |
| 機械及び装置 | 0 | 固 定 負 債 | 255,499 |
| その他 | 0 | 長期借入金 | 79,271 |
| 無 形 固 定 資 産 | 0 | 関係会社事業損失引当金 | 169,000 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 342,490 | その他 | 7,228 |
| 関係会社株式 | 336,830 | 負 債 合 計 | 521,104 |
| 差入保証金 | 5,632 | 純 資 産 の 部 | |
| 長期前払費用 | 27 | 株 主 資 本 | 105,433 |
| | | 資 本 金 | 989,102 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 892,395 |
| | | 資本準備金 | 839,102 |
| | | その他資本剰余金 | 53,293 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △1,775,281 |
| | | 利益準備金 | 440 |
| | | その他利益剰余金 | △1,775,721 |
| | | 繰越利益剰余金 | △1,775,721 |
| | | 自 己 株 式 | △783 |
| | | 新 株 予 約 権 | 3,349 |
| | | 純 資 産 合 計 | 108,783 |
| 資 産 合 計 | 629,887 | 負 債 純 資 産 合 計 | 629,887 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高 | 218,509 |
| 売 上 原 価 | 189,785 |
| 売 上 総 利 益 | 28,724 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 176,134 |
| 営 業 損 失 | 147,410 |
| 営 業 外 収 益 | 1,622 |
| 営 業 外 費 用 | 17,015 |
| 経 常 損 失 | 162,804 |
| 特 別 損 失 | |
| 棚 卸 資 産 評 価 損 | 158,208 |
| 減 損 損 失 | 21,035 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 342,048 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 950 |
| 当 期 純 損 失 | 342,998 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|----------------------------------|---------|------------------|--------|--------------------------------------|-------|-----------------|--------------------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | |
| | | 資 準 備 金 | 本 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | | 資本剰余金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |
| 2023年4月1日 残高 | 989,102 | 689,102 | 53,293 | 742,395 | 440 | △1,432,722 | △1,432,282 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 株式交換による増加 | | 150,000 | | 150,000 | | | |
| 当期純損失 (△) | | | | | | △342,998 | △342,998 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額 (純額) | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | 150,000 | — | 150,000 | — | △342,998 | △342,998 |
| 2024年3月31日 残高 | 989,102 | 839,102 | 53,293 | 892,395 | 440 | △1,775,721 | △1,775,281 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------------------|------|----------|-------|----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 2023年4月1日 残高 | △782 | 298,432 | 3,349 | 301,782 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 株式交換による増加 | | 150,000 | | 150,000 |
| 当期純損失 (△) | | △342,998 | | △342,998 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | △0 |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額 (純額) | | | | △0 |
| 事業年度中の変動額合計 | △0 | △192,998 | — | △192,998 |
| 2024年3月31日 残高 | △783 | 105,433 | 3,349 | 108,783 |

(注)記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

個別注記表

(1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度まで11期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としては、当該状況を早期に改善・解消すべく対処を行っております。

食品事業においては、ピーフジャーキーについて中国国内市場向けの販売が本格的に業績に寄与し中国生産子会社が黒字化し、値上げの浸透等により日本市場向け販売も採算が改善しており、加えて茶飲料についてもファプレス化と価格改定の効果が寄与して事業採算が改善したことから、当事業年度は黒字化を達成しており、引き続き利益の拡大を図っております。

化粧品事業をはじめとする新規事業は、当事業年度において在庫等に対して棚卸資産評価損等を計上する結果となっており、あらためてその事業採算について検討を行い、黒字に向けた再構築を行うか、それが困難であると見込まれる場合には、撤退や縮小を図ることで、利益の確保を図っております。

しかし、これらの施策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

(2) 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引によるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、その損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であります。給食事業に係る収益は、手数料収入を純額で計上しております。当該商品又は製品の販売並びに手数料収入に係る収益の認識時点は、主として出荷時点で認識しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、ありません。

(4) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,976千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
2. 関係会社に対する資産は、次のとおりであります。
前渡金 145,987千円

(5) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高
仕入高 74,530千円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式（株） | 1,780 | 1 | — | 1,781 |

(7) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

賞与引当金 34千円

未払事業税 1,632千円

減損損失 55,598千円

関係会社株式評価損 93,697千円

関係会社出資金評価損 28,245千円

関係会社事業損失引当金 51,747千円

| | |
|----------|------------|
| 繰越欠損金 | 287,891千円 |
| その他 | 643千円 |
| 繰延税金資産小計 | 519,491千円 |
| 評価性引当額 | △519,491千円 |
| 繰延税金資産合計 | － 千円 |

(8) 関連当事者に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
2. 役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----------|------------|----------|-----------|-------------------|--------|--------|----------------|----------|---------|----------|
| | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 役員 | 石垣 裕義 | - | 当社代表取締役会長 | (被所有)直接4.6 | - | - | 資金の借入 | 50,000 | 役員短期借入金 | 69,100 |
| | | | | | | | 当社借入の被債務保証 | 82,358 | - | - |
| 役員 | 辛 澤 | - | 当社取締役 | (被所有)直接28.6 | - | - | 資金の借入 | 100,000 | 役員短期借入金 | 100,000 |
| 役員及びその近親者 | 石垣 靖子 | - | 無職 | (被所有)直接1.4 | - | - | 当社借入に対する担保の被提供 | 81,759 | - | - |

- (注) 1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役会長である石垣裕義及びその近親者である石垣靖子より債務保証又は担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。
2. 石垣裕義からの借入金については、19,100千円については利息の支払いは行っておりませんが、50,000千円については利息の支払いを行っております。利率につきましては、市場金利を勘案して双方協議の上設定しております。

3. 子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|---------------|----------|-------|-------------------|-----------|-------|----------|-----|----------|
| 子会社 | ウェイハン石垣食品有限公司 | 847千米ドル | 食品製造業 | 直接100.0 | 生産子会社 | 仕入 | 74,530 | 前渡金 | 145,987 |

- (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場価格及び総原価を勘案して、交渉の上、決定しております。

(9) 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6円89銭
- (2) 1株当たり当期純損失 23円97銭

(10) 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関 根 一 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石垣食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは当連結会計年度までに11期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

監査法人まほろば

東京都港区

指定社員 公認会計士 土屋 洋 泰
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関根 一 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度まで11期連続して当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人まほろばの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

石垣食品株式会社 監査等委員会
監査等委員 大 倉 宏 治 ㊟
監査等委員 穴 井 克 宣 ㊟
監査等委員 山 田 長 正 ㊟

(注) 1. 監査等委員穴井克宣及び山田長正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第67期定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
ベルサール九段 4階 Room 4
(住友不動産九段ビル)



東京メトロ東西線・半蔵門線、都営新宿線
九段下駅
7番出口より徒歩3分
5番出口より徒歩5分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので
ご了承下さいますようお願い申し上げます。